○国土交通省告示第七百二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年六月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　ジェッダ事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	Jamjoom Commercial Center, Tower 2, Palestine Street, Alhamra Dist, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA
変更後	Jamjoom Commercial Center, Tower 1, Palestine Street, Alhamra District, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA

㈡　変更年月日　令和八年六月十五日

○防衛省告示第百五十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 令和八年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業を禁止

○防衛省告示第百五十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二十二日から同月二十八日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　野島埼南方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、㋒及び㋓を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに㋒及び㋓を結んだ線から北側で㋑及び㋕を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに㋑及び㋕を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

㋐　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
㋑　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
㋒　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
㋓　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
㋔　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
㋕　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
㋖　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
㋗　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
㋘　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二十二日から同月二十八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一八、二八八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
㋑　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。